

輸出貿易管理令の一部を改正する政令案要綱

第一 輸出貿易管理令の一部改正

経済産業大臣の輸出の許可を要する貨物として、無人航空機の製造用の装置等を追加する等所要の改正を行うこと。

第二 附則

一 この政令は、平成二十四年八月一日から施行するものとする。ただし、一部の改正規定は、公布の日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 この政令の施行に伴う所要の経過措置について規定すること。

(附則第二条関係)